

連載 発注者からみた官公庁情報システムの現状と課題

第11回 情報システムの調達における不公正な選定のリスクとその防止策

神奈川県庁 岩崎 和隆

1 はじめに

報道によると、新型コロナウイルス対策の持続化給付金事業（以下「持続化給付金事業」と言います。）を受注した一般社団法人サービスデザイン推進協議会が、2016年の設立以降に経済産業省から受注した事業14件のうち、11件は競争入札ではなく有識者による審査で決まっていたとのことです。また、審査を実施した有識者が誰であるかは公開されていないとのことです^{*1)}。

持続化給付金事業については、経済産業省が、調達方法及び結果を説明しています^{*2)}。経済産業省によると、総合評価落札方式を採用していたこと、受注者の他に1者、応札があったとのことです。

本件は、情報システムの調達ではありませんが、私が情報システム調達でプロジェクト成功率向上の視点から推奨している総合評価落札方式や技術的対話方式（競争的対話方式）では、最低価格落札方式よりも、特定の者の忖意が入りやすいという点では、不公正な選定が行われるリスクがあります。

そこで、本稿では、情報システムの調達において総合評価落札方式や技術的対話方式を採用するときの、不公正な選定のリスクとその防止策を検討します。

2 入札公告前の不公正な選定のリスク

総合評価落札方式や技術的対話方式における不公正な選定のリスクについて、本稿では便宜的に、入札公告前と公告後に分けて検討します。

入札公告前では、仕様書や受注者を定める基準である落札者決定基準を特定の受注希望者に有利又は不利なものにすることが考えられます。

このリスクについては、いずれも入札公告において公開されることが、不公正な行為が行われることへの、一定の対策になっています。仕様書や落札者決定基準が公開されれば、その内容が特定の受注希望者に有利又は不利であれば、不利益を受けた受注希望者や国民、住民、議会から批判されるからです。

3 入札公告後の不公正な選定のリスク

入札公告後のリスクとしては、総合評価落札方式や技術的対話方式の落札者決定基準に基づく評価において、提案内容にかかわらず、特定の受注希望者を有利又は不利に取扱うことが考えられます。これについては、有効な対策を講じるのが難しいのですが、審査結果の公開や審査員が誰であるかの公開（以下「審査員の公開」と言います。）、審査員に係

る利益相反審査が考えられます。

審査員の公開については、受注希望者が不公正な働きかけをするおそれがあるという批判がありますが、そうであれば、審査前は非公開としておき、審査後に公開すればよいと考えます。審査後の公開であっても、同じ有識者に繰り返し審査を依頼する可能性があることから、不公正な働きかけのおそれがありますが、審査後を含めて審査員を一切非公開にしてしまうと、調達の公平性という視点から、審査員の適正さを受注希望者や国民、住民、議会が検証できなくなります。

情報システムの調達ではありませんが、持続化給付金事業において、審査員を審査後も非公開としていることには、検証可能性という視点から、問題があります。

4 最低価格落札方式が対策になりうるか

不公正な選定のリスクを低減させるという視点では、総合評価落札方式や技術的対話方式よりも、最低価格落札方式の方が優れています。最低価格落札方式では、仕様書以外、不公正な選定のリスクが想定しづらいからです。

しかしながら、情報システムでは、受注者のプロジェクト遂行能力に開発プロジェクトの成否が大きく依存しています。最低価格落札方式では、受注希望者のプロジェクト遂行能力について、必須仕様や入札参加資格要件という形でしか、規定できません。このハードルを高くしすぎれば入札に参加できる受注希望者がいなくなり、低くしすぎればプロジェクト遂行能力に問題がある受注希望者が他の受注希望者より安い価格で入札に参加すれば、受注できてしまいます。また、総合評価落札方式や技術的対話方式と異なり、受注希望者の作成した提案書により、プロジェクト遂行能力を評価することは、できません。

総合評価落札方式や技術的対話方式では、プロジェクト遂行能力の評価に応じて、当該受注希望者を有利に評価することができます。

このように、最低価格落札方式は、不公正な選定のリスクを低減させることはできますが、プロジェクト遂行能力の高い受注希望者を受注者にすることが難しいという問題があります。そのため、情報システム開発プロジェクトの調達において最低価格落札方式を選択することは、プロジェクトの成功率が低下するため、「調達は公正であるが、プロジェクトは失敗した」という結果を招きやすく、お勧めできません。

5 結論

総合評価落札方式や技術的対話方式では、最低価格落札方式と比べて、不公正な選定のリスクが高くなります。そのリスクについて、制度上、仕様書や落札者決定基準が公開されることと、審査結果の公開や審査員の公開、審査員に係る利益相反審査により、ある程度、対策を講じることができます。不公正な選定のリスクへの対策として、最低価格落札方式を選択することは、情報システム開発プロジェクトにおいては、プロジェクトの成功率が低下するため、お勧めできません。

6 おわりに

本稿の内容は、県の見解でなく、私の知見と記憶に基づくものです。

ご助言、ご異論、ご感想、ご質問や、今後取り上げるテーマのご要望をいただければ、大変幸いです。特に、ご異論やご助言は、私の考えをブラッシュアップさせていただく、貴重なものです。心より、お待ち申し上げております。

※1) 神奈川新聞 2020年6月29日, “持続化給付金受託団体 大半は非公表審査決定”, 2020.

※2) 経済産業省, “持続化給付金事業の執行体制等について”,
<https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-taiseitou.html> 参照 2020-7-26.